

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和54年1月1日から55年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を54年1月1日に、資格喪失日に係る記録を55年1月1日とし、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録（昭和55年12月30日）を昭和56年2月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間③のうち、昭和56年4月21日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録（昭和56年4月21日）を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月1日から55年2月13日まで
② 昭和55年12月30日から56年2月1日まで
③ 昭和56年4月21日から同年9月1日まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはA社又はB社に、申立期間③についてはB社にそれぞれ勤務していたが、ねんきん特別便によると、厚生年金保険の加入記録が無い。源泉徴収票や給与

明細書を提出するので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、昭和54年1月1日から55年1月1日までの期間について、申立人が保有しているA社における54年分給与所得の源泉徴収票及び複数の同僚の証言により、申立人は、当該期間について、同社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和54年5月22日であることが確認できるところ、商業登記簿謄本によると、同事業所は法人事業所として52年7月22日に設立されていることが確認できる上、申立人から提出された当時の資料（昭和53年12月25日を指定日とする某金融機関への給与振込みの依頼書）において、当時19人の従業員がいたことが確認できることから、同事業所は、当該期間のうち、適用事業所でない期間についても、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、前述の源泉徴収票に記載された保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る当該期間における保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に亡くなっているため回答が得られないものの、当該期間のうち、適用事業所でない期間については、適用事業所の要件を満たしていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められ、また、当該期間のうち、適用事業所となっている期間については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、同僚等の証言及び昭和 55 年 12 月分の給与明細書により、申立人が A 社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A 社は昭和 55 年 12 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間は適用事業所となっていないが、B 社の新規適用日である 56 年 2 月 1 日と同時に同社において被保険者資格を取得した申立人を含む 23 人は、いずれも A 社において 55 年 12 月 30 日に被保険者資格を喪失しており、その 23 人のうち複数の従業員は「A 社から B 社へ社名が変わったのは、労働紛争等が起こり、会社の代表が姿を消してしまったことによるもので、仕事は通常どおりで、給与も変わらずに支給され、厚生年金保険料も控除されていた。」と証言している。

これらの事情等を踏まえると申立期間②において A 社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる上、申立人は、当該期間において、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、前述の給与明細書において確認できる保険料控除額から、41 万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る申立期間②における保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間③のうち、申立人は、昭和 56 年 4 月 21 日から同年 6 月 1 日までの期間について、同僚等の証言により、申立人が B 社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、昭和 56 年 4 月支給分から同年 5 月支給分までの給与明細書を保有しており、それぞれの月において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 56 年 4 月 30 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人と A 社のころより一緒であった複数の同僚は「昭和 56 年 8 月末日までは当

該事業所に 10 数人の従業員が勤務していた。」と証言していることから、当該期間において同事業所は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書における保険料控除額及び昭和 56 年 3 月の社会保険事務所の記録から、41 万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る当該期間における保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間①のうち、昭和 55 年 1 月 1 日から同年 2 月 13 日までの期間については、前述の同僚等の証言から、A 社に勤務していたことは認められるものの、同社発行の同年 1 月分の給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、申立期間①のうち、50 年 4 月 1 日から 54 年 1 月 1 日までの期間及び申立期間③のうち、56 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、同僚等からは具体的な証言を得られず、同社は既に閉鎖しているため、申立期間当時の資料も得られないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和37年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月26日から同年8月26日まで

A社に、昭和36年3月15日に入社し、平成15年9月30日に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が保有している社員台帳の記録、B社の証言及び同社より提出された在籍証明書から判断すると、申立人は、申立期間において、A社C工場に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における被保険者資格取得時の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主は、当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、A社）における資格取得日に係る記録を昭和43年9月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月29日から同年10月1日まで

A社C本社から同社B工場への転勤時において、厚生年金保険の加入記録に空白がある。同社では継続して勤務しており、保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有しているA社B工場発行の失業保険被保険者転入届受理通知書及び転勤辞令簿並びに同社に係る雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務（昭和43年9月29日に、A社C本社から同社B工場に異動）し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所における昭和43年10月のオンライン記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、被保険者資格取得届に関して申立てどおりの届出を行っていない上、厚生年金保険料を納付していなかったと回答していることから、事業主が昭和43年10月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（*）における資格取得日に係る記録を平成19年1月26日、資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間に係る標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月26日から同年4月1日まで

私は、B会A病院に勤務し、途中、法人から個人に経営が変わりA病院となった際も、退職することなく継続して勤務していた。しかしながら、オンライン記録によると、申立期間について加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA病院に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成19年1月26日付けでA病院が厚生年金保険の適用事業所（*）となった際、同日付けで申立人を含め、従業員72人全員が当該事業所に係る被保険者資格を取得しているが、その後、同年5月10日に、申立人を含め同事業所に係る全員の被保険者資格の取得取消処理が^{そきゅう}遡及して行われるとともに、同年4月1日付けで同事業所が別の事業所番号で適用事業所（*）となった際に、申立人は、当該事業所に係る被保険者資格を再度取得していることが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

この取消処理について、管轄の年金事務所は「申立人に係る資格取得取消の届出書の提出は、当時の担当者が事業主へ指示したものであるとの供述が得られたが、その理由は記録が残っておらず、詳細は不明である。」と回答している。

また、前述のとおり、平成 19 年 1 月 26 日付けの被保険者資格の取得者は申立人を含め 72 人であったことや、申立人の雇用保険の加入記録により、A 病院（＊）は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される上、前述の年金事務所は「平成 19 年 1 月 26 日付けの A 病院（＊）に係る厚生年金保険被保険者資格取得者が 72 人いることを踏まえると、適用事業所としての適用要件（5 人以上）を満たしており、被保険者資格の取得を取り消す合理的理由は無い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）がかかる処理を行う合理的理由はない上、平成 19 年 5 月 10 日付けで行われた厚生年金保険の取得取消処理は、事実即したものと考えることは難しく、当該処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の A 病院（＊）における資格取得日は同年 1 月 26 日、資格喪失日は同年 4 月 1 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者資格の取得取消前における平成 19 年 1 月の社会保険事務所の記録から、44 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成2年10月までの期間及び4年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年8月から平成2年10月まで
② 平成4年1月から同年3月まで

申立期間①当時、私は、学生であったが、母が国民年金への加入を強く勧め送金もしてくれたので、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずである。また、申立期間②については、海外から帰国し、パスポートを持参して役場の窓口で国民年金の再加入の手続を行い、保険料を納付したと記憶している。申立期間①及び②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その母親の強い勧めもあり、その両親から保険料とともに生活費の送金があったので、自分で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならぬところ、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは平成5年8月ごろである上、申立人は、申立期間①について、学生であったことから、国民年金には任意加入となり、さかのぼって被保険者資格を取得することができない。

また、申立期間②について、申立人は、海外勤務から帰国後、パスポートを持参して実家のある町役場の窓口で国民年金の再加入手続を行ったと主張しているが、申立期間②の保険料の納付場所、納付方法、保険料額等に関する記憶が曖昧である上、年金手帳を受領した記憶も無い。

さらに、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から 63 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月から 63 年 1 月まで
国民年金の加入手続に役所に行ったときに、過去 2 年間の保険料をさかのぼって納付できると言われたので、後日、2 年分の保険料をまとめて納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、さかのぼって保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳によると、昭和 63 年 2 月 18 日に任意加入被保険者として初めて国民年金の資格を取得した記録になっている上、オンライン記録においても、同様に、同日に任意加入被保険者として初めて国民年金の資格を取得していることが確認できることから、申立期間については、国民年金に未加入期間となり、制度上、さかのぼって保険料を納付することができない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年1月まで

申立期間については、村役場から督促状が届き、国民年金保険料を一括して納めるようにとのことであったので、保険料約18万円を分割払いで納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料として、2か月分ずつ分割して合計で約18万円を納付したと申述しているが、申立期間の保険料については、月額9,000円であり、4か月分で3万6,000円となることから、申立人が納付したと主張する金額と大きく異なっている。

また、申立期間について、申立人が国民年金及び国民健康保険のいずれにも加入した形跡がみられない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人が所持する年金手帳の資格記録欄には、申立期間に係る記載が無いことから、申立期間については、国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から58年9月まで

父は、私が学生のとときに障害者になった場合のことを心配し、国民年金に任意加入をして保険料を納付していたことを、私の就職が決まった昭和58年10月に伝えるとともに、オレンジ色の年金手帳を渡してくれた。この年金手帳は就職先に提出したまま、戻ってこなかった。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生のとときに、その父親が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人に対して、申立期間当時に住民登録されていたA村（現在は、B町）において、手帳記号番号が払い出された形跡は無い。なお、申立人は、平成12年12月13日に国民年金に加入しており、この時点では9年1月1日の基礎年金番号制度導入以降であるため、基礎年金番号を使用して加入している。

また、申立期間当時のA村において、国民年金の加入記録がある申立人の母親及び妹（長女）の国民年金被保険者名簿は確認できるものの、申立人の被保険者名簿は確認できない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続等を行ったとするその父親も既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年4月までの期間及び同年7月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年1月から同年4月まで
② 平成7年7月及び同年8月

申立期間当時は収入が安定していなかったため、国民年金保険料を納付していなかったが、平成7年9月に再就職をして仕事を続けられそうだったので、申立期間の保険料をまとめて納付した。当時の預金通帳を見ると、同年10月24日にお金を引き出している記録が確認できるので、そのお金で同日に保険料を納付したと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、平成7年10月にまとめて保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の国民年金被保険者資格については、オンライン記録により、昭和56年4月に取得した厚生年金保険の手帳記号番号を基礎年金番号として、基礎年金番号制度導入後の平成12年5月に新規取得していることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳の資格記録欄にも申立期間に係る記載は無く、申立人は、ほかの手帳を交付された記憶は無いと申述していることから、申立期間については、国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立人が所持する預金通帳により、平成7年10月24日に10万円を引き出し、同日に別の預金通帳に6万円を入金していることが確認できることから、残りの4万円と手持ちの2万円の合計6万円により申立期間の保険料を納付したと主張しているが、その預金通帳の記載

内容からは、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがうことはできず、その預金通帳をもって申立期間の保険料を納付したことを裏付けるものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を平成7年10月に市役所の窓口でまとめて納付したと申述しているが、その時点では、申立期間①のうち同年1月から同年3月までの保険料については過年度保険料となり、市役所の窓口では納付することができない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から52年4月まで
申立期間の国民年金保険料については、父が納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は婚姻後の昭和52年5月にA市で払い出されている上、申立人が所持する年金手帳の被保険者資格記録欄には資格取得日が「52年5月31日」と記載されていることから、申立期間については、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとするその父親は既に他界しているため、当時の申立人に係る保険料の納付状況等が不明である上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 939 (事案 490 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 1 日から 5 年 3 月 21 日まで
前回の申立てに係る意見陳述において、標準報酬月額の減額訂正処理は、社会保険事務所(当時)の職員の指導の下に行った、減額訂正処理について自分は認識していなかった旨を主張したにもかかわらず、委員会が社会保険事務所の職員の不適切な指導を棚上げにして、自分の代表取締役としての責任だけを問うのは納得できない。再調査、再審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

本申立てについては、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに申立人に係る標準報酬月額の減額手続が行われた事情はうかがえず、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人が当該減額処理に関与していないとは考え難く、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、自らが標準報酬月額の減額処理に関与していなかった証拠として、「会社では標準報酬月額を表向き引き下げるとの話し合いらしきものはなかった。」とする新たな従業員の意見書を提出したが、申立人のほか 5 人の被保険者資格喪失に伴う健康保険証の返納日は減額処理日と同日であり、また、申立人の標準報酬月額の減額訂正が二度にわたり処理されている事実に変化は無く、当該意見書をもって申立人が標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったとは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 10 月 1 日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が引き下げられている。給与明細書等はないが、同僚は3万6,000円に昇給しており、自分の給与だけが減給されたことには納得がいかないのので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が、昭和44年3月の資格取得時に2万2,000円であったにもかかわらず、その7か月後の同年10月の定時決定において1万円に引き下げられているのは納得がいかないとして、標準報酬月額の訂正を申し立てている。

しかしながら、当該事業所は、昭和50年以前の賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できないとしている。

また、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備や、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡が無く、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、昭和44年4月から45年3月まで、社命によりB校に就学していたと申述しているところ、申立人と同期入社であって、申立人と同様に44年4月から1年間の予定で全寮制のB校への就学を命じられた同僚は「学費や寮費は会社負担とするが、給与は減額されると上司から言われた。」と証言している上、オンライン記録により、当該同僚の標準報酬月額は、申立人と同様に同年10月の定時決定において、

資格取得時の2万2,000円から1万円に減額されている。

また、昭和45年4月に、同じく当該事業所の社命により、B校に就学した従業員3人全員についても、標準報酬月額が同年10月の定時決定において、資格取得時の2万8,000円から1万6,000円に減額されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から 39 年 1 月 16 日まで
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、複数の元同僚の証言により推認できる。

しかしながら、当該事業所は「当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、当該事業所は「現在は、職歴等により期間は一律ではないが、厚生年金保険に加入させるまでに一定の試用期間を設けている。申立期間当ても同様だったのではないか。」と回答している。加えて、「自分は前職を退職した昭和 34 年には間違いなく入社した。」と供述している元同僚の資格取得日が昭和 35 年 5 月 7 日となっていることから、同事業所においては、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所における被保険者名簿及び被保険者縦覧を確認したが、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無い上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿を確認したが、申立人に対して厚生年金保険被保険者番号が払い出された形跡はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月12日から2年10月1日まで

A病院に勤務していた申立期間について、支給された給与は月額 25 万円ぐらいであったにもかかわらず、オンライン記録によると、平成元年7月12日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し標準報酬月額を 22 万円とされていたが、2年1月29日に遡及して訂正処理が行われ、標準報酬月額が 20 万円とされている。申立期間の標準報酬月額について正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A病院において平成元年7月12日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し標準報酬月額を 22 万円とされていたが、2年1月29日に遡及して標準報酬月額を 20 万円とする被保険者資格取得時訂正処理が行われており、給与明細書は無いものの、給与は 25 万円ぐらい支給されていたので、申立期間の標準報酬月額について正しく訂正してほしい旨を主張している。

しかしながら、当該事業所の当時の社会保険事務担当者は「平成元年7月12日付けにより厚生年金保険の適用事業所となる届出及び従業員の厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行った。その後、被保険者資格取得時における見込みの報酬月額と実際の報酬月額に大きく差が生じたため、標準報酬月額の被保険者資格取得時訂正の届出を行った。」と証言しており、オンライン記録によると、同事業所の複数の同僚は、申立人と同様に平成2年1月29日に標準報酬月額について訂正が行われており、そのうち一人の同僚から提供された申立期間における給与明細書の

報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認したところ、標準報酬月額に係る当該被保険者資格取得時訂正の届出は適正に行われていることが認められる上、申立人と同じ職種及び同じ勤務形態であった複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることから、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。